

【生団連通信 Vol.15】

「緊急事態宣言」が出された場合の生活への影響について

新型コロナウイルスの感染拡大に関し、政府から明日（4/7）にも「緊急事態宣言」が出される可能性があることが多くのメディアで報道されています。そこで、「緊急事態宣言」が出された場合に、どのようなことが起き、また生活にどのような影響が及ぼされるのか、情報を整理いたしました。

新型インフル特措法に基づく「緊急事態宣言」が行われると、地域指定を受けた都道府県の知事は以下の措置を取ることが可能（法的根拠を得る）となります。

1. 外出自粛の要請
2. 学校、社会福祉施設、イベント会場の使用制限（要請または指示）
3. 臨時医療施設のための土地利用（強制力あり）
4. 医薬品、食品など物資の売り渡しの要請（収用までの強制力あり）
5. 生活関連物資等の価格の安定

【1】上記 1・2 に関して施設の種類ごとにまとめ直すと以下の通りです（東京都が実施すると思われる措置、既報道ベース）

- ① 社会生活を維持する上での最低限の施設（例：病院、スーパーマーケット、公共交通機関、工場、一部飲食店等）
→感染防止対策への協力を要請した上で業務継続
- ② 幼稚園、小中学校、高校→休止要請
- ③ 保育所、障がい者施設、高齢者施設→感染防止対策の協力要請
- ④ 大学、学習塾、商業施設、遊戯施設→基本的に休止要請
- ⑤ 娯楽施設（例：パチンコ、カラオケ、キャバレー、バー等）→特に強く休止要請

【2】電気、ガス、通信等の生活インフラ

→企業努力により通常の業務が継続される見込み

【3】特措法ではなく、感染症法に基づき、知事が病原体に汚染された場所を消毒するため最長 72 時間、交通の制限、遮断することは可能。ただし、これは広域的な移動禁止を想定しているものではない

以上のように、「緊急事態宣言」が発令されても狭義の「都市封鎖」措置が取られるものではなく、私たちの生活がストップしてしまうものではないので、しっかりと情報を受け止め、感染拡大防止のための自粛を含め、落ち着いた行動を取るようにしましょう。